

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善
に係る公開会合
第7回会合議事録

令和5年10月27日（金）

原子力規制庁長官官房緊急事案対策室

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第7回会合
議事次第

1. 日 時：令和5年10月27日（金）10:30～12:00

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

古金谷敏之 長官官房 緊急事態対策監
杉本 孝信 安全規制管理官（実用炉監視担当） 兼 緊急事案対策室長
木村 仁美 核燃料施設等監視部門 管理官補佐
有田 隆也 長官官房 総務課 事故対処室 係長
宮坂 直行 実用炉監視部門 原子力運転検査官
井上 大志 実用炉監視部門 総括係長

(2) 事業者

平山 薫 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ
副主幹
高橋 明良 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当
古川 和宜 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力運営） 副長
長江 祐也 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部
運転管理グループ チームリーダー
廣本 鉄史 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長
平野 猛志 北陸電力株式会社 原子力部 原子力発電運営チーム 課長
吉岡 昌樹 北陸電力株式会社 原子力部 原子力発電運営チーム 担当
宇野 友浩 関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ リーダー
森脇 光司 中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ
マネージャー
水口 裕介 中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 副長
日下部龍也 中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 担当
尾下 勇太 四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当
岡原 俊介 九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当
川野 心優 九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当
東本 忍 日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ 課長
北村 一弘 電源開発株式会社 原子力技術部 品質保証室 担当

坂本 勝利 日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部
運営管理課長

船橋 大祐 日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課長

松井 寛樹 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 課長

木村 和也 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

川俣 貴則 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 保安管理部
施設安全課 マネージャー

菊池 光 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 保安管理部
施設安全課 課員

福島 学 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
保安管理部 品質保証課 マネージャー

小林 健一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
保安管理部 品質保証課 主査

井崎 賢二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 保安管理部 次長

堀内 信治 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 線量計測課 技術主幹

福田 一仁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター
技術部 次長

沖本 克則 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 再処理廃止措置技術開発センター
技術部 品質保証課 課長

牧野 崇義 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター
計画管理課 課長

金山 文彦 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター 計画管理課
技術副主幹

金井 克太 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター
保安管理課 課長

安 和寿 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター
保安管理課 マネージャー

西村 善行 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

		安全管理課 課長		
曳沼	裕一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全管理課 マネージャー	人形峠環境技術センター	
皆川	龍平	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全管理課 課員	人形峠環境技術センター	
近藤	伸次	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・技術管理課 課長	人形峠環境技術センター	
吉次	雄一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・技術管理課 マネージャー	人形峠環境技術センター	
池田	幸喜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・施設管理課 課長	東濃地科学センター	
辻中	秀介	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・施設管理課 マネージャー	東濃地科学センター	
田中	裕史	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・施設管理課 技術副主幹	東濃地科学センター	
藤田	正人	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安・施設管理課 主査	東濃地科学センター	
大草	亨一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・品質保証室 安全・品質保証グループ グループリーダー	敦賀廃止措置実証本部	
小又	智	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部 副部長	
三橋	雄志	三橋原子燃料株式会社	安全・品質保証部 安全・品質保証課 統括主査	
紺野	正幸	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部 安全管理課 課長	
石	洋平	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部 安全管理課 主任	
太田	耕市	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部 安全管理課 技師	
黒石	武	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長	
岡田	卓也	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ員	
柿木	俊平	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ員	
鈴木	瑞穂	原子燃料工業株式会社	東海事業所 環境安全部長	
藤巻	真吾	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部 部長	
松村	歩	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	環境安全部 担当課長	

宮崎 晃浩 リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部
技術グループマネージャー

熊埜御堂宏徳 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
原子炉技術担当部長

吉岡 研一 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
臨界実験装置主務者

増山 忠治 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
臨界実験装置室長

藤江 誠 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
放射線管理室員

蒲生 秀穂 株式会社日立製作所 王禅寺センタ長

小木曾拓也 株式会社日立製作所 王禅寺センタ 管理グループ長

小澤 朋紀 株式会社日立製作所 王禅寺センタ 管理グループ 技師

佐藤 勇 東京都市大学 原子力研究所 所長

松浦 治明 東京都市大学 原子力研究所 品質マネジメント管理責任者

吉廻 智江 東京大学 原子炉本部 助教

村岡 真 東京大学 放管室 技術専門職員

上田 辰巳 立教大学原子力研究所 保安監督者

杉山 亘 近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者

近藤 政義 日本核燃料開発株式会社 保安管理部 安全管理グループリーダー

土橋 弘和 日本核燃料開発株式会社 研究部 ホットラボグループリーダー

赤阪 幸寿 日本核燃料開発株式会社 管理部 総務グループ部長代理

油田 良一 日本核燃料開発株式会社 社長補佐 核燃料取扱主務者

水戸 紀之 日本核燃料開発株式会社 品質知財本部 部長代理

畠中 照夫 公益財団法人核物質管理センター 安全管理室 室長

武内 信義 公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 参事

向井 利一 公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
安全管理課 課長

吉田 勝利 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
安全施設課 課長代理

柴沼 洋之 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
安全施設課 主査

4. 議 事

- (1) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する規則等の改正イメージ及び今後の方向性

(2) その他

5. 配付資料

- 資料1 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する規則等の改正イメージ及び今後の方向性
- 資料2 廃止措置段階における法令報告を要する事象の記載内容について
- 資料3 今後の検討に当たっての論点
- 参考 核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性（令和5年度第14回原子力規制委員会資料2）

○杉本室長 それでは、定刻をちょっと過ぎましたけれども、第7回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を開催いたします。

私、緊急事案対策室長の杉本でございます。古金谷緊急事態対策監はちょっと所用で遅れておりますが、後ほど合流いたします。

本日もウェブ会議システムを用いた開催となりますので、あらかじめ御了承ください。説明者及び質問者は、まず所属とお名前をはっきりおっしゃってから御発言ください。映像から発言者が特定できるように、必要に応じて挙手をしてから発言を行っていただきたいと思います。また、説明終了時には、説明が終わったことが分かるようにしてください。説明のときに資料等の参照をされる場合には、資料の番号、あるいはページの番号などを御発言ください。御発言のない際は、マイクをミュートにさせていただきよう御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題は、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する規制等の改正イメージ及び今後の方向性です。本日は、令和5年度第14回原子力規制委員会で改善の方向性について了承を得た事項をもとに作成した、具体的な原子力規制委員会規則等の改正イメージ及びその方向性について、事業者との意見交換を行ってまいりたいと思います。

議論の進め方として、大きく二つの点について意見を交換したいと思います。最初に、資料1にある、今回改正を予定している原子力規制委員会規則等の改正イメージについて、資料2の資料も含めて議論しまして、次に、資料3にある今後の方向性について議論したいと思います。

それでは、初めに、原子力規制委員会規則等の改正イメージについて、規制庁から説明をお願いします。

○木村補佐 原子力規制庁核燃料施設等監視部門の木村でございます。

資料1につきまして、当方から説明をさせていただきます。まず、資料1の冒頭、1.のところに経緯として記載してございますけれども、本件につきましては、先ほど杉本管理官からもお話があったように、原子炉等規制法の法令報告の改善について、これまで事業者

の皆さんとも意見交換を重ねながら議論をしてきたところでございます。この改善の方向性につきまして、今年度6月の原子力規制委員会のほうで了承を得ております。その後、規制庁のほうで規則の改正案などを作成して、今後の法令報告制度の改善の方向性について検討を行ってまいりました。

2.のほうに、今回考えている規則の改正イメージについて記載をしております。本日、その改正イメージの概要につきまして、この資料1のほうに記載するとともに、その後、別紙という形で各規則ですとか、解釈の改正の具体的な案文、現段階でこのように考えておりますという案文につきまして添付をしておりますので、必要に応じて、そちらも参照しながら御説明をさせていただこうと思っております。

では、2.の改正イメージの中身の説明のほうですけれども、改正イメージとしまして、(1)～(3)まで3点ございます。まず、1点目が(1)として記載をしておりますが、核燃料施設で故障が発生した場合に、原子力施設の安全に関する事象を法令報告対象としましょうということで、「事業に支障を及ぼしたとき」という記述を削除したいというふうに考えております。

これ中身としては、その一つ目の丸のところにありますけれども、今、核燃料施設の各事業規則のほうで、こういう場合に法令報告してくださいというものを規定しておりますけれども、そちらについて、今、資料に記載のとおり、施設が故障した場合で事業に支障を及ぼしたとき、それから施設の故障によって原子力安全上の機能、遮蔽ですとか、閉じ込めですとか、そういうものが喪失、または喪失のおそれがある、それにより事業に支障を及ぼしたときということで記載がございまして。

これらについて、次の丸ですけれども、原子炉等規制法の法目的を踏まえますと、我々、規制委員会が報告を受ける事象としましては、原子力安全そのものへの影響に主眼を置くべきであって、事業に支障を及ぼしたか否かというところについて、法令報告対象とする必要はないのではないかということを考えてございます。これについて関係の規則を改正したいというふうに考えているのが、1点目でございます。

それから、2点目につきましては、(2)でございますが、核燃料施設等に係る廃止措置段階で法令報告を要する事象を、その時点で施設の安全に関するものに限定しましょうと。こちらについては、廃止措置段階にある発電用原子炉施設につきましては、その時点で、その施設の安全に関する事象のみを法令報告対象にしますということ、今の時点で、運用として訓令に定めております。それと同じような規定について、核燃料施設等の訓令にも整備をしてはどうかということで考えておまして、それを整備をしようと思っております。

それから、2ページ目の上から二つ目の丸のところですけれども、発電用原子炉施設についても、今サイト全体を廃止措置にするというような記載になっているところを、その実態を考えると、サイト全体ではなくて一部の号機のみを廃止措置を行うということもあり得ると思っておりますので、そういうことも想定して記載を適正化してはどうかと考えており

ます。すみません、少々お待ちください。

すみません、大変失礼いたしました。資料を共有しないまま説明を進めてしまいました。大変申し訳ございません。

では、すみません、続きから行かせていただきます。資料1の2ページ目のところ、(3)でございますが、法令報告の運用につきまして、今、原子力規制委員会の解釈ということで位置付けを変更したいというふうに考えてございます。

こちらは、今、法令報告の詳細につきましては、関係規則の運用に関する訓令ということで定めているところでございますけれども。訓令というのは、本来、各省の大臣とか、委員会とか、そういうところから機関の所掌事務について、所管の機関とか職員に対して発令すると。この場合訓令というと、原子力規制委員会から原子力規制庁に向けて発令するというものであるというのが、訓令というものの性格になります。

一方で、この法令報告制度につきましては、事業者さんからの報告を受けるというものでございますので、事業者の皆様にも、広くその運用について知っていただいて、法令報告制度を運用していくということが必要であるということで、訓令という位置付けではなくて、各規則の解釈ということで新たに定めて、位置付けを適正化するということを考えてございます。

これら3点につきまして、今回改正をしたいと思っております。別紙をその後にたくさん付けておりますが、別紙の1としまして、業に支障を及ぼしたときというものを除くような関係規則の改正案。

それから、別紙の2-1～7ということで、その業に支障を及ぼしたときの部分と、廃止措置に関する改正。

それから、別紙2-2-1と2-2-2というものがあるんですけれども、これらについては訓令を解釈ということで、位置付けは変更するけれども、内容の改正はないというもの。

それから、別紙2-3ということで、こちらは使用済燃料貯蔵事業に係る解釈の新規の制定案ということで付けてございます。

今、御説明した(1)～(3)について、ちょっと具体の改正案の条文を確認をさせていただきたいと思えます。

まず、(1)で御説明しました、事業に支障を及ぼしたときというものの削除につきまして、まず規則の書きぶりにつきまして、5ページ目を御覧いただければと思います。

5ページにつきましては、こちらの核燃料物質の使用に関する規則の改正ということで、表のところに改正前、改正後ということでございますが。下線が引いてある部分、改正前のところで核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたときという部分が、改正後では削除しようということになっております。これは使用だけではなくて、ほかの核燃料施設についても同じような改正がなされているということで、規則の改正案は作成してございます。

それから、この事業に支障を及ぼしたときというのを規則から削除したことによって、解釈のほうはどういうふうな記載にするのかということにつきましては、39ページから加

工規則でございますので、こちらで御説明をさせていただければと思います。

実質的な中身は41ページからなんですけれども、この赤字になっている部分、この四角で囲んである中身は、先ほど御説明した規則の改正の中身になります。

その下、1.目的から、2.語句・文章の解釈ですとか、3.運用上の留意点というところで赤字になっている部分、加工施設の業の継続ですとか、操作ですとか、そういうものに触れているような記載というものを落として、安全に影響があるか否かという観点で記載を変更するというを考えてございます。こちらは今加工で御説明しましたけれども、加工以外の業についても、同じような観点で修正をしております。

続きまして、先ほど2点目ということで御説明しました、廃止措置段階の法令報告についてでございます。こちら、まず65ページを御覧いただきまして、こちらが試験炉の廃止措置段階での法令報告の取扱いについての書きぶりになります。こちらについては、実用炉の記載とほぼ同じような形で、運転終了から燃料を貯蔵施設の外に搬出するまでというのと、全ての使用済燃料が施設の外に搬出されているときということで、①、②ということで記載をしております。

試験炉以外の書きぶりにつきましては、112ページを御覧いただければと思いますが、112です。すみません、お待たせいたしました。こちらは、廃止措置段階にある使用施設についてのものです。こちらについては、廃止措置段階にある使用施設等については、廃止措置の進捗状況による施設の状態が変化することを踏まえ、その時点での施設の安全に関係する事象のみを法令報告対象とするということで。やはり炉と異なって、使用済燃料にリスクが偏在しているわけではないということ踏まえまして、その時点で施設の安全に関係する事象のみということで、大分丸っとした書きぶりになってございます。こちらについては、使用施設以外のほかの核燃料施設についても、同じような書きぶりになってございます。

使用施設については、この後にもあったということで、廃止に向けた設備の解体・撤去を行うための使用変更許可を受けた施設についてもこれに準ずるということで、こちらについては、以前、意見交換の際に、使用施設の事業者さんからいただいた御意見を踏まえて、このような書きぶりを追記しております。

それから、二種埋設の施設については、廃止措置の考え方、ちょっとほかの施設とは異なる可能性があるなというふうに考えておりまして、今回は、この廃止措置に係る対象の文言は入れてございません。

それから、この廃止措置につきまして、先ほど実用炉についてもということでお話をさせていただいたんですが。こちらについては、38ページを御覧いただきたいんですけども。38ページのほうで、廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱いということで、これまでサイト外という書き方をしていたところを、廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設外ということで、一部の号機を廃止するような場合にも適用できるようにということで、記載を変更しております。このような記載で大丈夫かということも含めて、意見

交換をできればというふうに考えてございます。

以上が、廃止措置段階での法令報告に関する具体の書きぶりになります。

続きまして、訓令の廃止をして解釈に変更しますというものなんですけれども、24ページを御覧いただくと、こちらは実用炉の例なんですけれども、今回頭紙ということで、この運用について次のように定めるということで、新しく解釈を新規制定するというような形にしております。

これとは別に、今回お出ししてはいないんですけれども、現行の訓令を廃止するという規程を、別途、事務局のほうで作成しております、そちらも別途規定をしようというふうに考えてございます。

以上が、(1)～(3)までの改正の内容でございますけれども、その他、法令的な文章の修正だったりとか、明らかな誤りと思われるような部分は、今回、改正をしている部分があちこちでございます。

一番大きいものとしましては、62ページです。62ページに、試験炉の法令報告に関する現行の訓令なんですけれども、この11号のところで、目的が大分書き換わっているんですけれども。こちらについては被ばくに関する法令報告なんですけれども、被ばくについては、10号と11号が被ばくに関する法令報告事象でございます、10号の記載と同じものが11号にも書いてあったということで、こちらについては実用炉なども参照しながら記載を適正化してございます。こちらについては、試験炉と使用について同じような適正化を行っているというものでございます。

条文などの改正については以上でございますけれども、続きまして、新規の制定分につきまして、規制庁の有田さんから御説明をいただきます。

○有田係長 規制庁事故対処室の有田です。

私のほうから、貯蔵施設の解釈について説明いたします。

配付資料の128ページです。まず、こちらに、今回制定したいと考えている貯蔵施設の解釈がございます。ただ、これだけ見ると、なかなか何が違うのかよく分からないので、参考資料というのを作っております、139ページからになります、参考1という資料になります。

こちらの資料なんです、左から使用済燃料貯蔵施設と廃棄物管理施設、第二種廃棄物埋設施設と、この三つを並べております。この三つにつきましては、いずれも核燃料、廃棄物を容器に閉じ込めて監視をしている静的な施設ということで、類似する部分も多いのかなということで、この三つを比較として並べております。貯蔵施設につきましても、先ほどまでに御説明がありました、業の支障ですとか、廃止措置だとか、そういった考え方も反映しております。

その上で、この三つの比較をしまして、貯蔵施設固有の記載をかいつまんで御紹介したいと思います。140ページを御覧ください。140ページの真ん中辺りから規則の第二号、第三号を書いた箱があるのですが、ここから下が大きく異なるところです。

まず、規則の条文なんですけど、第三号で閉じ込めですとか、遮蔽ですとか、安全機能が列挙されてるわけなんですけど、貯蔵施設については貯蔵特有の安全機能ということで、崩壊熱を除去する機能というのが挙げられております。

次に、141ページに移ります。141ページの真ん中辺りに④というのがございまして、ここが機能の喪失ということで、安全機能の具体例が示されている箇所がございまして。その中に貯蔵の安全機能として貯蔵特有の安全機能、それとしまして141ページの真ん中の下辺りですか、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能（崩壊熱除去の機能」ということで、これを安全機能ということで、これが喪失したときとか、喪失するおそれがあったときは、法令報告の対象ということで挙げております。

次に、141ページの下、第二号の対象となる場合ということで挙げております。こちらについては、施設の設定ですとか、それぞれの施設固有の記載が多くなっておりますので、ほかの廃棄物管理とかの状況を見ながら、実際に貯蔵施設にある施設を踏まえた書き方を示しております。

一つ目が141ページの一番下です、廃棄物管理と廃棄物埋設のほうで、重量物の落下というのが挙げられております。この規定を使用済燃料貯蔵施設に置き換えますと、主な重量物というと金属キャスクになりますので、金属キャスクの落下、または転倒というのを例として挙げております。

142ページをお願いします。142ページの一番上です、こちらについては廃棄物管理のほうで監視機能の長期間の欠測というのが挙げられてございまして、これを貯蔵施設に置き換えたものとして、貯蔵施設では許可基準のほうで蓋間圧力とキャスクの表面温度、あと建物の給排気温度、これらの三つの監視が要求されております。なので、それを踏まえて、これら三つの機能が、あらかじめ想定した時間よりも長く欠測した場合、そういったものは、先ほど挙げた除熱とかの安全機能が喪失するおそれがあるということで挙げております。

次、同じく142ページ目、第三号の対象となる場合の例でございまして。こちらについては、まず、キャスクの閉じ込め機能の喪失の例を挙げております。キャスクの閉じ込め機能の喪失の例として挙げているのが、142ページの第三号の対象になる場合の例の下のところで、蓋間圧力に有意な変動が認められたときというのを例として挙げております。

続きまして、143ページをお願いします。貯蔵施設固有の安全機能として、崩壊熱除去機能というのがございました。その崩壊熱除去のおそれがある例として、挙げているのは、143ページで、一つが建屋の給排気口の閉塞。こちらにつきましては、建屋のほうは、これも許可のほうで閉塞させないということで要求がございまして。閉塞した場合は、排気ができなくなるので空気の循環が悪くなるのでということで、喪失のおそれということで挙げております。

次に挙げておりますのが、キャスク表面温度と建屋給排気温度の上昇ということで、これらの温度が上昇しているということは、つまり除熱機能が喪失されているということで

例を挙げております。

その他、この3施設で違うところを挙げるとしますと、147ページの第九号です。臨界ということで、廃棄物埋設としては、もともと臨界の規定はないんですが、貯蔵施設については、臨界の規定は入れております。

最後149ページということで、廃止措置の規定も貯蔵施設のほうに入れております。考え方は、廃棄物管理と同じものになっております。

貯蔵施設の解釈についての御説明は以上になります。

○木村補佐 以上、御説明しましたのが、規則ですとか、関係の解釈についての変更、それから新規の制定の内容ということになります。

資料1の2ページ目にお戻りいただきまして、3.の今後の方向性の直前のところですが、今後、これらにつきまして、本日の皆様との意見交換も踏まえて、原子力規制委員会に報告して了承が得られたら、必要な意見公募などを実施した上で、この規則の改正ですとか、解釈の制定を実施する予定ということで考えてございます。

こちらからの説明は以上です。

○古金谷対策監 規制庁、古金谷です。

3.はよろしいですか、御説明はよろしいですか。

○木村補佐 規制庁、木村でございます。

3.につきましては、この後、資料の3につきまして、今後の方向性をお話しする場がありますので、そちらのほうで併せて御説明をさせていただければと思います。

○古金谷対策監 はい、分かりました。

じゃあ、次は資料2ですかね、こちらのほう九州電力、お願いできますか。

○川野担当 九州電力、川野より、資料2、廃止措置段階における法令報告を要する事象の記載内容についてを説明させていただきます。よろしくお願ひします。

本日御説明いただきました、資料1の中の38ページ目になります、廃止措置段階ある発電用原子炉施設の取扱いに関する記載に関しまして、現在の記載内容に関しての懸念事項であったり、ちょっと修正案について今回御説明をさせていただきたいと考えまして、資料2を作成させていただきました。

それでは、1の概要から説明させていただきます。今回の法令報告の改善に合わせまして、廃止措置段階における実用発電用原子炉施設については、サイト全体ではなく、一部の号機で廃止措置を行う場合を想定して、記載の適正化をするというような提案を受けていると認識しております。

この提案は、使用済燃料がサイト外ではなく、当該廃止措置中の貯蔵施設から搬出されていけば、法令報告条文が限定されるものというふうに認識しておりますが、現在の変更案では、以下に示す内容が懸念として挙げられます。

懸念事項に関しましては、2のほうに載せております。今回、御提案をいただいております変更案が、「サイト」という表現を、「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」

というような表現に変えまして。趣旨としましては、廃止措置プラントから廃止措置中の貯蔵施設から搬出が完了していれば、法令報告条文が限定されるものというふうに認識しているものの、現在の記載でいきますと、廃止措置プラントと共用している貯蔵施設に使用済燃料を貯蔵している場合に関しましては、法令報告条文が限定されないというふうに読めるというような懸念があります。具体的に、当社の運用の状況を踏まえまして、説明させていただきます。添付資料2を用いながら説明させていただきます。

資料2の4枚目になります。こちらの下半分のほうにあります。こちらの資料が弊社、玄海原子力発電所の保安規定の廃止措置段階のほうの保安規定の抜粋となります。こちらの保安規定第27条の中で、使用済燃料は下のほうの表27-1、赤枠で囲んでいますとおり、玄海1号機の使用済燃料に関しましては、現在、玄海1号炉の使用済燃料ピット及び4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵するというような運用にしております。また、2号機も同様に、2号炉の使用済燃料ピット及び4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵するような運用とさせていただきます。

こちらの状況を踏まえますと、読み方次第にはなるとは思うのですが、廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設というところで、仮に玄海1号機で考えますと、1号機の燃料を玄海1号機の使用済燃料ピットから全て出し切って、仮に4号炉のほうに移したというときでも、結局、読み方次第で、玄海4号機が廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設という表現で含まれているように見えまして、そうなりますと法令報告条文が限定されないのではないかという懸念を考えております。

2の懸念事項で説明させていただきました懸念事項を踏まえまして、今回、弊社及び関係事業者のほうで、修正案というものを2点ほど作成させていただきましたので、この場をもって御説明させていただきます。

こちらの説明は、添付資料1をもって御説明させていただければと思います。まず、一つ目の案としまして案①のほうですが、貯蔵施設の定義というところに注記を付けるというようなのはいかがかというのを御提案させていただきます。

今回の改正案で、廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設いうところで、ちょっと表現を一部、こちらがよろしいのではないですかということで、廃止措置段階のという表現をさせていただきますが、廃止措置段階の発電用原子炉施設の貯蔵施設というものにアスタリスクのようなもの、注記を付けまして、その言葉の指すところということで、弊社で言います玄海1号機から見た玄海4号機は、他の発電用原子炉施設と共用する貯蔵施設ということで、こちらに移した場合は、それはそこまでは含まないんだよということが分かるような記載となるように注記を打つのはいかがかなというのが、一つ目の提案となります。

続きまして、案②としまして、添付資料1の2分の2のほうになります。そもそもの記載内容を、もっと廃止措置の貯蔵施設というのがより分かるような文章にするのはいかがかということで、表現を「廃止措置中の貯蔵施設外に」というような記載で表現するのは

いかがかというような、二つ記載内容を御提示させていただいております。

このような注記を付ける、あるいは表現をもう、より当社で言います玄海1号機、2号機を指すような表現で書くことで、今回の懸念事項である法令報告条文が限定されないのではというような懸念はなくなるのではないかなと考えております。

弊社、九州電力からの説明は以上となります。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。では、取りあえず、資料1と2について一通り御説明いただきましたので、ちょっと意見交換したいと思います。

まず、恐らく、資料1、改正のイメージということで改正案のようなもの、お出ししましたけれども。これについて事業者のほうから御質問、コメントあればお願いできればと思います。先ほどの資料2の九州電力の件は、またこれはこれで、後ほど規制庁側から御意見いただくような形にはしたいと思っておりますけれども。まずは、今回かなり大部ですけれども、資料1での改正案ございますので、そちらについて御意見、コメントあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力の長江と申しますが、発言よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、どうぞ。東京電力、お願いします。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江です。

御説明いただいて、ありがとうございます。今回の公開会合の前に、事前の面談の際にも、2点ほどちょっとお話をさせていただいた点がございましたので、改めて、この場をおかりしてお聞きしたいというのがございます。

まず、1点目が、今回試験炉のほうで法令報告の除外をするといったところを盛り込まれたということで、資料1の65ページ、通し番号65ページになりますが、映していただくことは可能でしょうか。

はい、ありがとうございます。こちらが試験研究炉ということで今回追加されるということで、②番のところになるんですけども。②番を読みますと、括弧書きのところは、全ての使用済燃料が廃止措置に係る云々というふうに始まっておりまして、その下に既に使用済燃料が廃止措置に係るということで記載いただいております。こちらが実用炉を基にされたというふうにお伺いしておりますが、実用炉が、今度資料1の38ページになってございます。すみません、ちょっとページが行ったり来たりして申し訳ないんですけども。はい、ありがとうございます。

この38ページの同じく②番のところは、これ実用炉の記載になるんですけども、括弧書きが全ての使用済燃料がというふうに記載されているんですけども、その下の行は、既に核燃料物質がというふうには、ちょっと試験炉のほうと記載が異なっているというところがございます。今回のこの廃止措置段階に係るところにつきましては、使用済燃料ピット、ないしプールから使用済燃料が全て出されたことで、法令報告の見直しという形になるかと思っておりますので、実用炉側につきましても、この②番の記載のところは核燃料物質となっ

ているところを使用済燃料としたほうが、記載の統一が図れるのではないかなというふうに考えてございます。こちらが、まず1点目になります。

続けて、2点目、お聞きしたい点をお伝えいたしますが。今回訓令と呼ばれているものが、解釈というふうに名称が変わるというふうにお聞きしております。その際に、実用炉側では、平成31年に事故対処室さんとちょっと面談を実施しまして、現状の訓令の解釈という資料をいただいております。こちらが既に訓練の解釈というような文書をいただいておりますので、今回、訓令の解釈というふうに名称を改めると、ちょっと解釈という言葉がついた文書が2種類存在する形になろうかというふうに考えてございますので、この平成31年の4月5日に面談でいただきました資料、こちらの扱いについて御教示いただきたいなという2点になります。よろしく願いいたします。

こちらからは以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。

じゃあ、規制庁側から。じゃあ、宮坂さん。

○宮坂検査官 実用炉監視部門の宮坂と申します。

私のほうから、1点目につきまして、ちょっと議論をさせていただければと思ひまして。今、面談のときに示させていただいた資料の書きぶりと同じような形で御用意させていただいているというところです。

まず、1点目の核燃料物質、それから使用済燃料の違いということで東電さんから御質問を面談の場で受けていて。そこの趣旨といたしましては、今、38ページの②の部分の記載がございますけれども、簡単な確認で、ここの核燃料物質というと、面談のときに、その使用済燃料のほうに核燃料物質を僅かに含んだ、その核モニタのようなものが例外として存在するといったような議論があったのと、そういう趣旨があつての御発言という理解でよろしいでしょうか、まず確認です。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江でございます。

ありがとうございます。そうですね、先日実施させていただいた面談の際にもお伝えしましたとおり、核燃料物質という言葉の中には、使用済燃料以外にも新燃料も含まれますし、ウランを用いた核モニタ関係、そういったものも含まれるのではないかなというふうに考えてございます。

そうしますと、使用済燃料プール、ないしピットには、各事業者さんで定期検査の際などに、もう使用しなくなった、そういった核モニタの廃棄を予定しているようなもの、そういったものも保管されているのではないかなというふうに考えてございます。

そういったものも全て出さないと、この今回の廃止措置段階におけるという部分が適用されないように、ちょっと現状の記載ですと読めますので、今回の趣旨が、その使用済燃料がプールないしピットから全て出された場合はということであれば、核燃料物質となつているところを使用済燃料としていただいたほうが、より分かりやすいかなというふうに考えた次第です。

以上です。

○宮坂検査官 実用炉監視部門の宮坂です。

御説明ありがとうございます。すみません、さらに確認ということになるんですけども、この核モニタというふうに御説明いただいたところは、これ核計装のことなのかなと、いわゆるSRM等を指しているのかなというふうに、理解をしたと。もし、その理解でよいといった場合に、もしかしたらその核計装に含まれてる、その核燃料物質というその部分については、もしかしたら実用炉の許可の範囲の中ではなくて、使用施設のほう、それも非該当になると思うんですけど、その使用施設のほうの許認可の一部に、もしかしたら位置付けられているのかなというふうに考えたんですけども、その点はいかがでしょうか。

○長江運転管理グループチームリーダー はい、ありがとうございます。東京電力の長江です。

おっしゃるとおりで、核モニタと言ってるのが、要は原子炉内を監視するための計装系のものになるんですけども。今御説明いただいたようなことであれば、逆に試験炉のほうで今回追加されることになった、65ページですかね、こちらについても実用炉と合わせた書きぶりにされるのかなというふうに判断、考えられるのかなと思うんですけども。試験炉のほうは、変わらず使用済み及び、また使用済みというふうな記載、②番はそうされるということでしょうか。

どちらかというところ、その試験炉、実用炉で、ちょっとばらけているところの説明性というところが、これだと今見えていないので、合わせるのであれば合わせていただいたほうがよろしいかなと思って発言した次第です。

以上です。

○宮坂検査官 実用炉監視部門の宮坂です。

ありがとうございます。すみません、確かに我々のほう、通しの65ページのほうを行っていただきますと、②のほうの書きぶりが使用済燃料というふうになっていて、ここ記載をしっかりと検討する必要があるかなというふうには思っております。

ただ、先ほど議論させていただいたところに戻りますけれども、SRMとか核計装関係は、基本的には、その使用施設の一部であると、実用炉については使用施設の一部であるということであれば、それはそれで使用側のほうで、またこういった事故報告の基準とかもございまして、そちらのほうに従って対応するというのが基本的なところにはなるのかなというふうに考えております。

ただ、一方で、試験炉につきましては、もしこういった似たような、実用炉と似たような例外がもし存在するのであれば、記載を考えたいなというふうには思っているんですけども。試験炉をお持ちの、例えばJAEAさんとか、少し実態とかを御説明いただくことは可能でしょうか。

○古金谷対策監 JAEA、いかがですか。

○JAEA大洗でございます。発言よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、お願いします。

○JAEA大洗におきましても、HTTRと常陽と二つの試験研究炉を所有しております。それらの中におきましても、フィッションチェンバーです、核計装絡みのウラン235を使用している計装を所有しております。こちらにつきましては、使用の変更許可の中で使用しています。

また、調査用の核燃料というのもございまして、こちらの中でも、やはり使用の許可の中で所有して使用することにしてございます。

試験炉におきましては、使用済燃料ということで問題ないかと考えております。

以上です。

○宮坂検査官 実用炉監視部門の宮坂です。

ありがとうございます。状況を承知いたしました。

○古金谷対策監 それでどうする、方向性としては。

○木村補佐 規制庁核燃料施設等監視部門の木村でございます。

今のお話を伺っていると、核モニタについては、使用施設のほうでの扱いということで、使用のほうで法令報告の対象にできるのではないかということかと理解をしました。

一方で、東京電力さんおっしゃっていた新燃料につきましては、今の記載だと読めない部分もあるのかなと思うので、そちらについては、別途、改めて検討の必要があるのかなと考えているところです。

以上です。

○古金谷対策監 東京電力さん、いかがですか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江です。

御説明いただき、ありがとうございます。こちら、もともとその使用済燃料ということで記載いただいておりますので、そちらのほうをより対象とするものを何とするかというところを今後はっきりさせていただいたほうが、我々、事業者としては非常に法令報告の必要性について、より理解が深まるというふうに思いますので、引き続き、御議論させていただければと思います。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。今の意見交換、東京電力の質問に対しては以上にしたいと思えますけれども、ほかに何かございますか、事業者のほうから。もう1個お願いします。

○蒲生王禅寺センタ長 日立の蒲生ですけれども、今よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 ちょっとお待ちください。東京電力のもう一つの質問のほうです。有田さん、お願いします。

○有田係長 規制庁事故対処室の有田です。

東京電力から二つ目の御質問、平成31年4月5日に出した事故対処室の面談資料の扱いについて回答いたします。この資料については、現状の訓令の解釈ということで、訓令の考

え方をまとめた資料でございまして、この考え方については、新たに解釈を制定してから
も有効で、この考え方を踏襲いたします。

ただ、この面談資料の根拠になっている訓令がなくなってしまうので、その対処と
しまして、まずは暫定措置なんですけど、面談をやりまして、この訓令の解釈については、
訓令を解釈に置き換えて、引き続き有効であるということを面談で御説明して、引き続き
有効であることにしたいと思えます。ただ、あくまで暫定措置ということでして、そもそ
もこういった内容を、ちゃんと訓令とか解釈に書かないで面談資料で書いているというの
は、あまりよい状態ではないので、今後、次に実用炉の解釈を改正するタイミングで、こ
の面談の資料に書いている内容も盛り込むような形で改正をしようと考えております。

以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。東京電力、いかがですか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江でございます。

御説明いただき、ありがとうございます。以前から、この法令報告の会合ないし面談の
中でも、この平成31年にいただきました文書につきまして、いずれ訓令の中に盛り込ん
でいただきたいということで事業者からもお伝えしておりましたし、今ほどお話しただ
いたとおり、文書が二つあるというのもちょっとということで、盛り込むということでお
考えいただいているということが分かりましたので、引き続き、また事業者のほうからも
書きぶり等を御提案させていただくなりで、面談等で御議論させていただければと思いま
す。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。

では、先ほどコメントしようとした、日立でしたっけ、お願いできればと思えます。

○蒲生王禅寺センタ長 はい、日立の蒲生です。

今、画面で共有いただいている部分のところなんですけども、使用済燃料と記載すべき
なのか、核燃料物質というふうに記載すべきかという議論に関してなんですけれども。使
用済燃料のほうの方がよからうかなというふうに、私は思っておりますが、結論としてはです
ね。

王禅寺センタ研究炉ですけれども、かつて使用施設も持っております、そこから発生
した廃棄物というのも、原子炉施設の許可の中で今現在保管してるという状況がございま
して。かつて使用施設で発生した廃棄物については、核燃料物質に汚染されているかもし
れないということで、計量管理上の保管廃棄という手続を取っております、そういった
廃棄物が核燃料物質というふうに解釈するのかどうなのかとかというふうなことを考え出
す必要性が出てくる可能性がございまして、ここの記載は使用済燃料というのが適切か
なというふうに考えておるといところでございまして。

実用炉さんのほうが、今、核燃料物質となっているところを、試験炉に合わせて使用済
燃料というところに合わせるのがいいのかというふうな御提案に対しても、個人的にはそ

のほうがいいのかなというふうに思っております。

ということで、当社の場合は、原子炉施設の許可の中で、かつて使用施設で発生した廃棄物を保管しているという事情があるということをお留意いただけたらなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。

よろしいですか。今の御意見も踏まえて、こちらで検討するということかなと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、ありがとうございました。ほかございますか。

今、出席者の画面が見えないので、声を上げていただけると助かります。三菱原子燃料、お願いします。

○紺野課長 三菱原子燃料、紺野でございます。

先日の面談のときにも、御質問させていただいたんですが、資料1の44ページにあります、加工のほうのこちらの四号の上の部分です、下から三つ目と二つ目の部分なんです。こちら今回の改正で解釈のほうなんです、加工に影響を与えるというのが、安全に影響を与えるというふうに記載が変わっているんですが、下から3番目の部分はもうそのまま、火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火、または自然鎮火したときということが非常に分かりやすい文章になっているんですが、その下の部分が、火災又は爆発が発生した場合であっても、コンクリート、金属等の不燃物で区画されている中に加工施設の加工に関連する主要な機器やそれらを制御する設備が収納されていない場合において、収納物のみの損傷にとどまったときというふうに今回変わったんですが、これが非常に分かりづらくて、何を指しているのか、記載が難しく。改正前は、加工に影響を与えなかったときというので、その部分で判断ができたんですが、今回それがこの部分だけなくなっちゃったことにおいて、何を意図しているのかな、かなり読みづらい文章になってしまいましたということで、先日の面談のときに御質問をさせていただきました。

それについて規制庁のほうでは、何か御回答等あれば、お聞かせ願いたいと思ひまして、質問をさせていただきました。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。木村さん。

○木村補佐 核燃料施設等監視部門の木村でございます。

御質問ありがとうございます。そちらにつきまして面談でお話をした後、我々も内部で検討しまして、この下から二つ目と三つ目の丸については、どういう区分けなんだろうと。

我々の中でも、この下から三つ目の丸に、実態としては全て、二つ目の丸も含めて読み込めちゃうのではないかと。火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火また自然鎮火したときという、この文言だけで全て読めちゃうのではないかとというような意見もありつつ、この下から二つ目の丸のようなこの文言につい

て、実際、過去に法令報告をいただいたときに、この文章を運用上使用したことがあるというようにお話も聞いておりました、下から二つ目の丸が三つ目の丸に包含されるという関係にはあるかもしれないと思いつつも、やはり運用上のこととか、相場観を互いに持つということも考えると、ある程度具体的内容もあったほうがいいのかないかなというふうに考えております。

下から二つ目の丸につきましては、加工に関連する主要な機器とか、それらを制御する設備が収納されていないところだけが火災又は爆発によって損傷しましたというときは、法令報告不要ですという一つの事例でございますので。これが分かりにくいというのは、分かりにくい部分もあるかもしれませんが、文言どおり、その加工に関連するもの、それから、それを制御するものが収納されていない部分だけが損傷を受けた場合は、法令報告の対象にならない。それは、その上の安全に影響を与えずに消火により鎮火又は自然鎮火したときの内数みたいなものだとお考えいただければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○紺野課長 三菱原子燃料、紺野でございます。

今の木村さんの説明、すごく分かりやすく、私も下から丸の二つ目のところ、今回新規規制の工事等で、ほぼ加工施設の主要な設備というのは、もう建物の中、要はコンクリート、金属等の不燃物で区画された中に入ったので、一応それ以外の設備というふうに理解できましたので、また引き続き、何かありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。具体的なこれは例ということですので、実際に運用の中でこれを当てはめて考えるというところを、やはりある程度積み重ねていく必要もあるかなと思いますし。例としては、具体の例があったほうが、運用上もスムーズに進むのかなというふうに思いましたので、収納物のみというところで安全機能があるような区画ではないところで、その区画の中で収納物、これは例えば事務的なものかもしれませんが、そういう意味では、原子力安全に影響しないようなものということにはなるとは思うんですけども。例としては、こういうものも残しておいたほうが、運用上メリットはあるのかなというふうに、今の意見交換を通じて感じました。ありがとうございました。

ほか何かございますか、事業者側から。よろしいですか。

資料2のほうです、資料2のほうを九州電力から御説明いただいた件。これは、井上さん、お願いします。

○井上係長 原子力規制庁実用炉監視部門の井上でございます。

今日お出しいただいた資料2についてですけども、現行の我々の案では、限定し切れていないのではないかと、お出しいただいた案だと思います。

それで結論から言うと、確かに現行の案では限定がし切れていないということで、規定

ぶりとしては、案の①のようなものを、今現在考えております。この注釈の部分の文言は、まだ検討の余地ありかなと思っておりますけれども、基本的にはこのような書き方で限定をかけていくのかなというふうに、現在は考えております。

その上で、実運用上の点、実運用をどうされているのかというところについて、何点か事実関係を確認させていただければと思っておりますけれども。

例えば、お出しいただいた資料2の添付資料2の部分、保安規定の抜粋をいただいているところがございますけれども。その一番下のページ、赤枠で囲ってあるマトリクスでございまして、これを見ると、1、2号の使用済燃料を4号に入れてもいいよと、そういう共用の仕方をしているということでございまして、その実際の報告スキームを確認させていただきたくて。

例えば4号のプールの中で、1、2号の使用済燃料が変形、損傷してしまったであったりとか、1、2号の使用済燃料を入れている貯蔵ラックが損傷した、つまり4号のプールであるけれども、1、2号のラベルが貼ってあるものが損傷したりだったりとか、また1、2号のラベルが貼ってある使用済燃料が4号のプールにあるけれども、4号の冷却機能が喪失してしまったという場合に、その法令報告の判断というのは、4号側のいわゆる担当がされるのか、それとも1、2号がされるのか、そこら辺の報告スキームを確認させていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。九州電力、何かコメントありますか。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

今の点につきましては、玄海1、2号機の燃料で、玄海4号機の何か異常があったということであれば、玄海4号機の設備に何か問題があったとすれば、玄海4号機の事故・故障として報告するものと思っております。

以上です。

○井上係長 はい、ありがとうございます。つまり4号機の使用済燃料ピットに入っているものは、そのラベルにかかわらず、4号機の報告の責任者が法令報告を出してくるということで、ある意味、1、2号と4号でポテンヒットにならないような形になっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○岡原担当 はい、九州電力の岡原です。

その認識で問題ございません。

以上です。

○井上係長 はい、ありがとうございます。その前提であれば、このような書きぶりにして、ある意味限定をかけた、共用の部分についても限定をかけた上で、否定することができるかなと思っております。今後、検討していきたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。

取りあえず、資料2の件については、これを踏まえて、規制庁のほうでも、もう一度改

正案は考えたいと思いますので。

宮坂さん。

○宮坂検査官 今の九電さんとのやり取りの件で、補足で確認させていただきたいんですけども。今議論があった点については、何か担保されている法令、保安規定の条文とかで担保されているのかというところ。それから、今この資料2、連名で電力さんで書いていただいていると思うんですけども、ここはもう全社共通の考え方になっているという、そのような理解でよろしいでしょうか。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

はい、この資料につきましては、全社というか、資料2の右上に書かせていただいている事業者です、今そういう共用化を図っている事業者について、クレジットを取っているものになっております。

以上です。

○宮坂検査官 実用炉監視部門の宮坂です。

ありがとうございました。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございました。

井上さん。

○井上係長 1点確認が漏れてしまい恐縮です。この点、保安規定ないしは、その下位の諸則等で規定されているものかと思えますけれども、いわゆるラベルがどうであれ、4号のプールで何かあったら、4号の責任者が報告するというところは、保安規定、ないしは、その下位文書で規定されているというところでのよろしいか、この点だけ事実関係、確認させてください。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

保安規定の下部に書いているか、少々お時間いただけますでしょうか。

○井上係長 はい、分かりました。もしあれでしたら会合の最後とかでも、もしよろしければ回答いただきたいなと思えますけれども、それでもよろしいですか。規制庁側も、その仕切りで、もし差し支えなければ、やらせていただければと思えますけど、いかがでしょうか。

もしお時間かかるようであれば、後日、回答いただければというふうに思います。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

承知いたしました。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。

私もこの件で一つ質問あるんですけども。ここに書いてある、発電用原子炉施設の貯蔵施設と書いているじゃないですか。これは、この貯蔵施設、発電用原子炉施設の貯蔵施設というのは、1号炉の発電用原子炉施設の1号炉の貯蔵施設というのははっきりしているんですけども、設置許可とかの上でも、そういう原子炉施設と貯蔵施設の間に共用関係とかそういうことは、設置許可とか保安規定以外のところでも、そういう共有みたいなもの

というのは書いてあるんですか。九州電力、分かります。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

はい、設置許可にも記載ございます。あと廃止措置計画認可のほうにも、玄海1号機は玄海4号機に燃料を保管ことができるというような、廃止措置計画認可にも記載はございます。

以上です。

○古金谷対策監 それは、要は1号機の貯蔵施設なんですか、単に共有できるというだけの話ですか。要は、4号機の貯蔵施設も、1号機の貯蔵施設の一つですという扱いになっているんですか。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

はい、玄海4号機の使用済燃料ピットは、玄海4号機施設で1、2号機共用ということで記載をさせてもらっています。

○古金谷対策監 共用というのは、要は、それは4号機の貯蔵施設も1号機の貯蔵施設と両方のラベルがついているということなんですか、施設として、燃料じゃなくて。

○岡原担当 九州電力の岡原です。

施設として共有しているのは、すみません、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○古金谷対策監 うちの中でも、一回議論したいと思いますけれども。単に燃料を共有しているというのと、この原子炉施設の貯蔵施設はこれですというのが、ちゃんと許可なりでしっかり明記されていて、1号機の貯蔵施設は、1号機のものとは4号機のもの両方が位置付けられているということなのか、あくまでも共用ですという形で、施設のラベルではなくて、そっちにも燃料を置いていいですよくらいのことしか言ってないのであれば、このスターを本当に入れるのかどうかというところは、一つ考えてもいいのかなというふうに思いましたので。

いずれにしても意見は意見として承りましたので、引き続き、検討させてください。ありがとうございます。

よろしいですか。資料1、資料2について、一通り意見交換させていただいたかなと思いますけれども、追加何かあれば、事業者のほうでもよろしければと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

よろしければ、次の議題に移りたいと思いますが。次は、今後の方向ですね。今回の改正案以外の部分で、少し今後の改正の内容等々について、方向性について、こちらの考えについて御説明をして、御意見いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、木村さん。

○木村補佐 原子力規制庁、木村でございます。

今後の方向性ということなんですかけれども。まず、資料1の2ページ目の後半のところから参りたいと思います。3.今後の方向性ということで、先ほど来まで、規則ですとか、解

積について議論をしていたところでございますけれども、この中に、先日の原子力規制委員会で改善の方向性について了承を得た事項の一部は含まれておりません。

具体的に何かと申しますと、そこに(1)～(3)という形で書いておりますけれども、核燃料施設の故障に係る法令報告の二つの号の統合、それから試験炉の法令報告について、「運転を停止することが必要になったとき」という記載の削除、それから(3)にところで「直ちに報」と「遅滞なく報」について、グレーデッドアプローチを適用して、BeyondDBAとか重大事故について想定をしていない核燃料施設については、故障を対象とした法令報告事象で「遅滞なく報」を不要とするというような考え方、これはもともと前回までの公開会合でもお話をしていたものでございますけれども、こちらについては今回の改正には含んでございません。

これらにつきましては、実用炉の法令報告にも類似の記載があったりするという事もありますので、そちらとの関係も改めて考慮したいというふうに、規制庁のほうでは改めて考えておまして。その際、規制検査の運用状況も踏まえて検討したいということを考えてございます。

その際に、前回までですとか、規制委員会のほうでもお話があった、INES評価の運用ですとか、核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明時の対応ということについても併せて検討をしたいということで、引き続き、この法令報告の改善については検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料の3の部分なんですけれども、今後の検討に当たっての論点ということで、こちらのほうで3点ほど記載をしました。今後の検討に当たっては、先ほど御説明した資料1に記載をした内容のほか、これらの部分についても検討してはどうかというふうに考えてございます。

1点目につきましては、法令報告と規制検査の関連ということで、現状、原子力規制検査、新検査制度になって数年たちますけれども、この辺りで実際の運用と法令報告についての関連について、整理をしてはどうかというふうに考えてございます。

例えばということで記載をしておりますが、法令報告いただいているもののうち、「遅滞なく報」の内容につきましては、実態として原子力規制検査のほうでも確認をするということで担保できるのではないかと、このようなことについても今後考えていきたいと思っております。

それから、2点目につきましては、審査で確認をしている安全機能との関係ということで、こちらは以前、核燃料施設の事業者さんと意見交換をしたときにも御意見いただいていたと思うんですけども、今、新規制基準適合性審査などで、その発生防止対策とか、安全確保対策を確認しているものもあります。それらが有効に機能した場合に、法令報告があるのかいないのかというような部分について、審査で確認しているものと、法令報告があるものというのを検討してはどうかということで御意見をいただいております。こちらについても、今後の検討の課題と、論点ということにしてはどうかというふうに考

えております。

それから、3点目につきましては、廃止措置段階で法令報告が必要な事象の具体化ということで、今回、核燃料施設につきましては、廃止措置段階での法令報告について、解釈に新たに挿入するというをしておりますけれども。こちらについて、その時点で安全に関する事象を対象にするという書きぶりになってございます。

一方で、それはどこまでなんだというのがあると思いますので、廃止措置計画などにおいて、性能維持施設あると思いますので、そういうものも参考に、より具体的にどういうものについて法令報告が必要なのかというのを、お互いに理解をして、合意をしていくということを検討してはどうかというふうに考えております。

このような検討をするに当たっては、また、こういう形で公開会合という形で我々から案を提示したり、皆様から御意見をいただいたり、運用について状況を御教示いただいたりということも含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○古金谷対策監 ありがとうございます。今、木村のほうからも、今後の取組ということで、法令報告の改善について、次の改善、ネタみたいなものを少し御紹介させていただきましたけれども。これについては、今すぐここでどういうふうにする方針を決定するわけではございませんけれども、少し意見交換をさせていただければというふうに思いますので。どなたからでも結構ですので、事業者のほう、何か御意見、コメントあればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力の長江ですが、発言よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、お願いします。

○長江運転管理グループチームリーダー 御説明いただき、ありがとうございます。法令報告改善の議論につきましては、過去ずっと続いているものでございますし、過去にも、事業者のほうから提示させていただいた改善案等が、まだ議論の途中のものもあつたりしたかなというふうに記憶してございます。

例えば、廃止措置の認可を受ける前の法令報告について、過去ちょっと議論させていただいたと。事業者としても、実用炉の場合ですけれども、発電炉として使わない、もう運転はしないという宣言をしてから、廃止措置の計画認可をいただくまでの間、その期間においての事故・故障等の報告、こちらについても何を対象とするかというのを、過去御議論させていただいたというふうに記憶しておりますので、そちらも含めて、引き続き、規制庁さんの皆さんと事業者の間で議論を続けさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。そういう意味で言うと、今回、核燃施設中心に見直して、実用炉は一度やって、宿題が、今東京電力からお話あったようなものが

残っていたということもありますので。そういったものも含めて、もう一度過去にいただいているコメントなんかを整理して、改めて御提示するような形ではしたいと思っておりますけれども。過去にいただいたものも、ありがとうございます、再整理したいと思います。

ほかございますか。よろしいですか。

特にないですかね。これまでいただいている意見以外でも、こういうこともやはり見直すべきじゃないとか、新たな御提案があるのであれば、またこういった場を継続的にやっていきたいと思っておりますので、次回以降でも結構ですけれども、新たな提案があれば、またおっしゃっていただければありがたいなと思っております。

以前いただいているものについても再整理はしたいと思っておりますけれども、新たな提案も含めて、検討は進めていきたいなと思っております。

よろしいですか。ほか、ございませんか。よろしいですか。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江ですけれども、よろしいでしょうか。

○古金谷対策監 はい、どうぞ。お願いします。

○長江運転管理グループチームリーダー はい、ありがとうございます。中身の議論ではないんですけれども、資料1の2ページ目の中段のほうに、今後、委員会のほうで了承を得られれば、意見公募を実施した上でというふうに記載いただいておりますが、今のスケジュール感というのは、何かこの場でお話しいただくことは可能でしょうか。

○古金谷対策監 杉本さん、お願いします。

○杉本室長 緊急事案対策室長の杉本です。

今日いただいた御意見も含めて、委員会にかける改正案、それを早急に固めて、それができたら早々にもう委員会に諮って、それでパブコメに入っていきたいというふうに思っております。それほど時間はかからないかなとは思っておりますが、まだ今調整中でございます。

○長江運転管理グループチームリーダー 東京電力、長江です。

御説明いただき、ありがとうございます。またスケジュール感等が見えましたら、恐らく、また改正案のこういったところを直すというふうなお話いただけるのかなと思っております。また面談等があるのかなというふうに思っておりますので、御連絡のほうをお待ちしております。よろしく願いいたします。

○古金谷対策監 はい、ありがとうございます。我々も、ある程度、今日資料1にお示したような具体的な改正イメージというものを作っておりますので、今日いただいた意見を早急に詰めて、委員会にかけられるように早めにセットしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、ございますか。よろしいですか。

特にないようですので、今日、これで議事は終了したいと思います。

御意見なければ、以上で終了したいと思いますけれども、よろしいですか。

特に何もありませんので、これで第7回目になりますけれども、法令報告の改善に係る意見交換会合を終了したいと思います。どうもありがとうございました。